

様式第8号(第7条関係)

岐阜市告示第398号

土壤汚染区域の公示について

土壤汚染対策法第5条第5項の規定により、下記のとおり汚染地区を解除した旨、告示します。

平成21年11月16日

岐阜市長 細江 茂光

記

1 解除理由

土壤汚染対策法施行規則第18条第1項・第2項の基準に適合する。

2 解除区域

岐阜市司町40番の一部
別図のとおり

3 当該指定区域において指定基準に適合する特定有害物質の種類

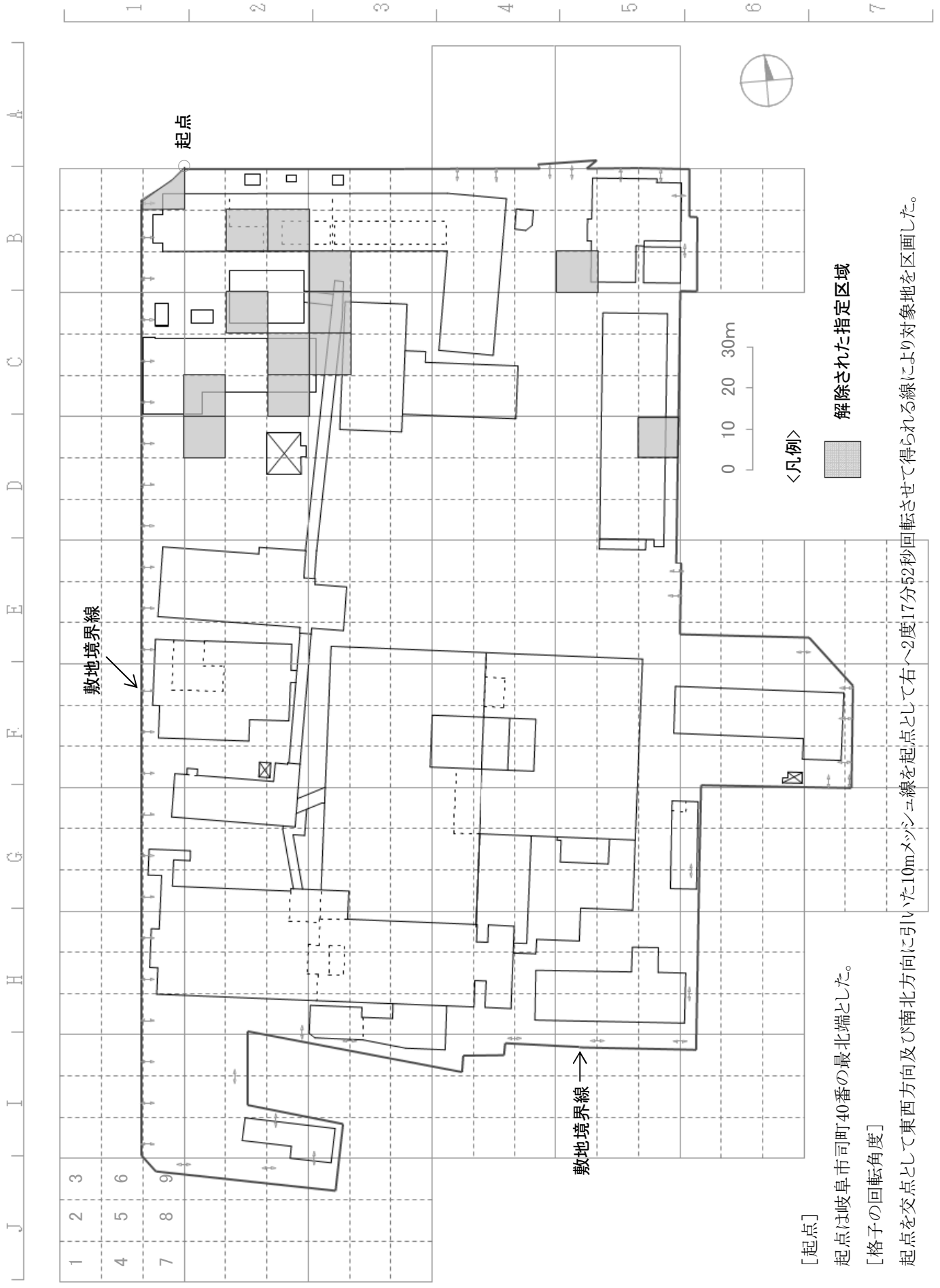
(1) 土壤汚染対策法施行規則第18条第1項関係

六価クロム化合物
砒素及びその化合物
ほう素及びその化合物
水銀及びその化合物

(2) 土壤汚染対策法施行規則第18条第2項関係

水銀及びその化合物
鉛及びその化合物

別図



[起点]

起点は岐阜市司町40番の最北端とした。

[格子の回転角度]

起点を交点として東西方向及び南北方向に引いた10mメッシュ線を起点として右へ2度17分52秒回転させて得られる線により対象地を区画した。